

各種検診一覧・健康に関する相談

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・5・7 ページ参照】

◇本庁舎：保険課 庶務係 ◇市民総合センター：健康増進課 健康管理係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

高血圧症や糖尿病などの生活習慣病予防のために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査である特定健康診査・特定保健指導を医療保険者（国保等の保険者）が行っています。

対象者	受診方法	検査内容
40～74歳の方	医療保険者（国保等の保険者）が実施する特定健診を受診してください。（被扶養者の方も医療保険者で受診してください。） ※医療保険者は保険証に記載されていますので確認の上、当該保険者にお問い合わせください。	①問診 ②計測 {身長・体重・腹囲 (75歳以上の方は測定しない。)} ③理学的検査 (医師の診察) ④血圧測定 ⑤尿検査 ⑥血液検査 ⑦心電図
75歳以上の方	和歌山県後期高齢者医療広域連合が健診を実施します。広域連合から通知が届きますので、通知に従ってお申し込みの上、指定の医療機関を受診してください。	

田辺市では次のとおり、各種検診事業を実施しています。
集団検診の日程及び実施場所・実施医療機関は、4月中旬に送付する検診案内又はホームページ（http://www.city.tanabe.lg.jp/kenkou/kensin_syudan.html）でご確認いただくか、担当課までお問い合わせください。

検診名	項目
集団検診	特定健診、肝炎ウイルス検診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診
医療機関検診 ※実施医療機関へ直接申し込み、受診してください。	特定健診、肝炎ウイルス検診、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診、肺がん低線量CT検診、歯周病検診（県内委託歯科医療機関）
健康ドック	診察、計測（身長・体重・腹囲）、血圧測定、血液検査、心電図、検尿、胃X線又は胃内視鏡検査、胸部X線、便潜血検査、腹部超音波検査を全て受診 ※男性のみPSA（前立腺特異抗原）も含む。

※検診の項目等により自己負担金が必要となります。
※検診は、集団又は医療機関のいずれか一方で、年度内に1回（胃がん・子宮頸がん・乳がん検診は隔年に1回）、肝炎ウイルス検診は、過去に市実施の肝炎ウイルス検診を受けたことがない方が受診できます。
※対象となる方は、胃がん検診は50歳以上、大腸がん・肺がん・乳がん・肝炎ウイルス検診は40歳以上、子宮頸がん検診は20歳以上、肺がんCT検診は55・60・65歳（事前申請必要）、特定健診は田辺市国民健康保険の加入者で40歳以上、健康ドックは加入保険者による人間ドック等を受けることができない40歳以上（事前申請必要）、歯周病検診は40・50・60・70歳の方となります。
※対象となる方には、4月中旬に各種検診受診券を同封した案内を送付します。転入又は紛失された方はお問い合わせください。
※女性特有のがん検診（子宮頸がん・乳がん）の対象年齢になられた方には、検診費用が無料になるクーポン券を5月下旬に送付します。

■健康チェック補助金

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：保険課 庶務係・医療係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

国保では、被保険者の皆さんが自分で行う健康管理をお手伝いするため、健康チェック補助金制度を実施しています。この制度では、16歳以上（実施年度末時点の年齢）の被保険者を対象に、国保が契約している医療機関で人間ドック・脳検査・骨粗しょう症検査を受けたときの検査費用の85%を補助します。
※脳検査の補助を受ける場合、同一年度に特定健康診査又は国保人間ドックを受けることが条件となります。
※本市が実施する特定健診、がん検診（胃・大腸・肺）、肺がん低線量CT検診と重複して国保人間ドックを受けることはできません。

手続

- ①保険課 庶務係で健康チェック補助金の交付申請をして、健康チェック補助券を受け取ります。（国保の保険証と印鑑、人間ドックを受診する方で40歳以上の方は特定健診受診券と各種検診受診券が必要です。）
- ②病院に検査日を予約します。
- ③予約日に健康チェック補助券と国保の保険証、自己負担額をお持ちいただき、検査を受けてください。（受けることができる医療機関及び費用等については、担当窓口までお問い合わせください。）

※後期高齢者医療被保険者の方も、人間ドック等の高齢者健康チェック補助金制度を実施しています。詳しくは、担当窓口までお問い合わせください。

医療費助成制度

■医療費助成制度

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】

◇本庁舎：保険課 医療係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

次のとおり、医療費について各種助成制度を設けています。

種類	内容	対象者等	手続に必要なもの
子ども医療費助成制度	乳幼児の保険診療の自己負担分を助成する制度です。	小学校就学前の子供	◇印鑑（認印可） ◇健康保険証 ◇マイナンバーカード又はその他本人確認書類
	児童の保険診療の自己負担分を助成する制度です。	小学生及び中学生（6歳に達する日後、最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの子供）	
ひとり親家庭等医療費助成制度	当該医療制度対象者の保険診療の自己負担分を助成する制度です。	配偶者のいない方等で、18歳以下（その年齢に達した後の最初の3月31日まで）の子供を扶養している方及びその子供 ※収入等の要件があります。	◇印鑑（認印可） ◇健康保険証 ◇児童扶養手当証書 ◇遺族年金証書等 ◇マイナンバーカード又はその他本人確認書類
老人医療費助成制度	67～69歳で受給資格要件に該当する方の保険診療の自己負担分の一部を助成する制度です。	67～69歳の方（67歳になる誕生月の初日から該当します。） ※収入等の要件があります。	◇印鑑（認印可） ◇健康保険証 ◇収入額が分かるもの（本人、世帯員） ◇マイナンバーカード又はその他本人確認書類
重度障害者等医療費助成制度	身体等に重度の障害がある方の保険診療の自己負担分を助成する制度です。ただし、身体障害者手帳3級の方については入院時のみの助成となります。	65歳までに、身体障害者手帳（1、2、3級）・療育手帳（A）・精神障害者保健福祉手帳（1級）を取得された方、特別児童扶養手当（1級）を受給されている方。 ※ただし、平成18年7月31日以前にすでに支給対象になっている方については、65歳以上でも受給資格をお持ちいただけます。（精神障害者保健福祉手帳除く。）	◇印鑑（認印可） ◇健康保険証 ◇身体障害者手帳 ◇療育手帳 ◇特別児童扶養手当証書 ◇精神障害者保健福祉手帳 ◇マイナンバーカード
精神障害者医療費助成制度	自立支援医療（精神障害者通院医療）（47ページ参照）を受けた際の自己負担額（公費適用内）を市で助成します。		◇印鑑（認印可） ◇自立支援医療受給者証

※手続には上記以外の書類が必要な場合もあります。また、所得制限等（子ども医療費助成制度を除く。）がありますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、高齢者にかかる医療費を社会全体で支え合うための制度です。運営主体は県下の全市町村が加入する和歌山県後期高齢者医療広域連合ですが、田辺市では被保険者証の引渡し、各種申請書の受付や保険料の徴収などの窓口業務を担当しています。

■対象となる方

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】
◇本庁舎：保険課 医療係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎ 073-428-6688

原則として次の方が後期高齢者医療制度の対象となります。

対象者
◇75歳以上の方（75歳の誕生日から資格取得） ◇65～74歳で一定の障害の状態にあることにつき広域連合の認定を受けた方（認定日から資格取得）

■マイナンバー記載について

平成28年1月1日から、保険課窓口では各種申請書等に個人番号を記載していただきます。また、その際には本人確認書類が必要となりますので、マイナンバーカード又はその他顔写真入りの本人確認書類をご持参ください。

■保険料

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】
◇本庁舎：保険課 保険税係・収納係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

保険料は、和歌山県後期高齢者医療広域連合で決定します。

区分	内容
納める方	被保険者の一人ひとりに納めていただきます。
年間保険料額	被保険者が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて負担する「所得割額」を合計した金額となります。年間保険料額には、賦課限度額が設定されています。
保険料の軽減	所得の少ない方は世帯主と同一世帯内の被保険者の所得に応じて、均等割額が軽減されます。
納める方法	原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、特別徴収の対象となる年金の年額が18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた額がその年金額の2分の1を超える方については、納付書や口座振替による納付となります。なお、特別徴収の対象となる方は、特別徴収から口座振替による納付に変更することができます。

■医療の給付

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】
◇本庁舎：保険課 医療係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

医療給付の種類は、出産育児一時金を除き、国保と同じです。（20・36 ページ参照）

■患者負担

【取扱い窓口・問合せ先 ☎ 4・7 ページ参照】
◇本庁舎：保険課 医療係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

医療機関の窓口では、かかった費用の1割（現役並み所得者の方は3割）を支払っていただきます。窓口負担は、本人や世帯員の所得に応じて月ごとの限度額が設けられており、限度額を超えた場合は高額療養費が支給されます。また、同一の医療機関でお支払いいただく月ごとの負担額は、外来・入院それぞれの限度額までとなります。ただし、市民税非課税世帯に属する方及び課税所得690万円未満・現役並み所得者については、それぞれ「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「限度額認定証」の申請が必要です。

【月ごとの負担の限度額】

所得区分	自己負担限度額	
	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	25万2600円＋（医療費-84万2000円）×1%〈14万100円〉
	課税所得 380万円以上	16万7400円＋（医療費-55万8000円）×1%〈9万3000円〉
	課税所得 145万円以上	8万100円＋（医療費-26万7000円）×1%〈4万4400円〉
一般	1万8000円 （年間上限 144,000円）	5万7600円 〈4万4400円〉
低所得者Ⅱ	8000円	2万4600円
低所得者Ⅰ		1万5000円

※保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者などで受けた保険診療が対象となります。
※入院の食事代・差額ベッド代・保険対象外の費用等は含みません。
※同一の医療機関でも、外来と入院、医科と歯科は別々の取扱いとなります。
※〈 〉内の金額は、多数該当（過去12か月以内に、3回以上高額療養費の支給を受け4回目の支給に該当）の場合。
※低所得者Ⅰ・Ⅱの方は、医療機関に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示する必要があります。（保険課窓口にて申請が必要です。）
※課税所得690万円未満の現役並み所得者の方は、医療機関に「限度額適用認定証」を提示する必要があります。（保険課窓口にて申請が必要です。）

高額医療・高額介護合算制度
同一世帯の被保険者において、後期高齢者医療制度の一部負担金額と介護保険の利用負担額の合計額が、世帯の自己負担限度額（下表）を超えるときは、その超えた分が払い戻されます。

【1年間の負担の限度額】

所得区分	自己負担限度額	
現役並み所得者	課税所得 690万円以上	212万円
	課税所得 380万円以上	141万円
	課税所得 145万円以上	67万円
一般	56万円	
市町村市民税非課税の世帯に属する方	31万円	
上記のうち年金受給額80万円以下等の方	19万円	

※8月から翌年7月末まで（計算期間）の自己負担額で計算します。
※支給対象となる方には、計算期間後に申請案内を通知します。

介護保険

■被保険者と保険料の納付方法

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7 ページ参照】

◇本庁舎：保険課 保険税係・収納係 ◇行政局：住民福祉課 住民係

介護保険制度は、40歳以上の国民が保険料を負担し、介護を必要とされる本人やその家族が抱えている介護の負担を社会全体で支えるための制度です。該当者と保険料の納付方法は次のとおりです。

被保険者	対象者	保険料と納付方法
第1号被保険者	市内に住んでいる65歳以上の方	保険料は前年中の所得や課税年金収入額、世帯の当年度の市民税課税状況によって決まります。納付方法は原則として特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、特別徴収の対象となる年金の年額が18万円未満の方については普通徴収（納付書又は口座振替による納付）により納めていただきます。 ※介護保険料については、特別徴収から口座振替への変更はできません。
第2号被保険者	市内に住んでいる40歳以上65歳未満の医療保険に加入している方	保険料は加入している医療保険の計算方法を基に決められ、その保険料（税）と一緒に納めていただきます。

■介護サービスの利用方法

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7 ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 介護保険係・地域包括支援センター係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

介護サービスを利用するためには、次のような手続が必要となります。

申請手順	内容
①要介護・要支援認定の申請	介護サービスを利用するときは、まず介護認定申請が必要です。介護保険の被保険者証をお持ちの上、担当窓口で申請手続を行ってください。
②認定調査の実施	市の職員（認定調査員）が申請者の居宅や入院先の病院等を訪問して、日常生活の動作や心身の状態などを調査します。調査では、「能力」「介助の方法」「障害や現象（行動）の有無」などの74項目についての調査を行います。この認定調査結果を基にして、要介護認定等基準時間の算定を行い、一次判定が行われます。
③認定審査会	認定審査会では、調査員の特記事項及び主治医意見書に基づき、通常の例に比べ介護の手間がより「かかる」「かからない」の視点で審査し、二次判定が行われます。
④要介護・要支援認定結果の通知	市では、認定審査会の判定に基づいて、「非該当」「要支援1・2」「要介護1～5」の介護度を認定し、「要介護・要支援認定結果通知書」により、申請者本人に通知します。
⑤介護（予防）サービス計画の作成	要介護認定結果により、介護（予防）サービス計画（ケアプランと言います。）を作成します。ケアプランは、地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所（ケアマネジャー事業所）において、申請者の希望を尊重しつつ、心身の状況に応じたものを作成していただきます。また、このケアプランの作成と事業所との利用契約などの手続は、担当するケアマネジャーが行いますのでお気軽にご相談ください。
⑥サービスの利用	ケアプランに基づいて、訪問介護（ホームヘルプ）や通所介護（デイサービス）などの介護サービスを利用することになります。
⑦介護認定の更新	認定された介護度の有効期間は、要介護・要支援認定結果通知書に記載されています。引き続いて介護サービスの利用を希望される場合は、認定更新の手続が必要になりますが、市では、調査員が直接本人や家族に連絡をして更新調査を行うこととしています。

■介護サービスが利用できる方

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7 ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 介護保険係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

次のような方が、介護サービスを利用できます。

被保険者	対象者
65歳以上の方（第1号被保険者）	寝たきりや認知症のため、入浴・排せつ・食事等の日常動作において常に介護が必要な方や、家事や身支度等の日常生活に支援が必要な方
40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）	初老期における認知症、脳血管疾患など老化に伴う16種類の特定疾病によって要支援・要介護状態となった方

■こんなときには届出を

【取扱い窓口・問合せ先 ☎4・7・21 ページ参照】

◇本庁舎：市民課 窓口係 ◇行政局：住民福祉課 住民係 ◇三川・富里連絡所

65歳以上の方や、40歳から65歳未満の要介護認定を受けている方が、田辺市へ転入したときや、田辺市から転出するときの手続は、次のとおりです。

	区分	手続の方法
田辺市へ転入したとき	転入前の市町村で要介護認定を受けている方	担当窓口で転入届をするときに、転入前の市町村で交付された受給資格証明書を提出してください。転入前の市町村で受給資格証明書を交付されていない方は、転入届をするときに担当窓口へ申し出てください。
	要介護認定を受けていない65歳以上の方	担当窓口で転入の手続をしてください。被保険者証を後日送付します。
田辺市から転出するとき	要介護認定を受けている方	担当窓口で転出届をするときに、被保険者証を返納してください。受給資格証明書を交付しますので、転出先市町村の担当課の窓口へ提出してください。
	要介護認定を受けていない65歳以上の方	担当窓口で転出届をするときに、被保険者証を返納してください。

高齢者福祉

■日常生活支援総合事業の利用方法

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 高齢福祉係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

日常生活支援総合事業（総合事業と言います。）のサービスを利用するためには、次のような手続が必要となります。

申請手順	内容
①総合事業にサービス利用相談	介護認定で要支援の認定をされていない方は、地域包括支援センターの窓口でご相談してください。
②基本チェックリストの実施	地域包括支援センター窓口で基本チェックリストにお答えいただいた結果で事業対象者に当たるか判断させていただきます。
③サービス計画の作成	事業対象者と要支援と認定されている方は、地域包括支援センター等の居宅介護支援専門員（ケアマネージャー）が、状態に応じたサービス計画（ケアプランと言います。）を作成します。
④サービスの利用	ケアプランに基づいて、総合事業の第1号訪問事業（ホームヘルプ）、第1号通所事業（デイサービス）などの介護予防・生活支援サービスを利用することになります。

■高齢者の福祉サービス

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 高齢福祉係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

要介護高齢者及び一人暮らし高齢者並びにその家族等に対して、次の介護予防サービスや家族介護支援サービスを提供しています。

事業名	対象者	内容
日常生活用具の給付等	おおむね65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯	自動消火器・電磁調理器の給付、電話加入権の貸与を行います。 ※所得により費用の一部負担があります。
田辺市安心安全コールサービス	◇65歳以上の一人暮らし高齢者等 ◇ひとり暮らしの重度身体障害者等 ◇市長が特に必要と認める方	急病や災害時など、もしものときに、迅速で適切な対応を行うため、緊急通報装置を貸与します。 ※所得により費用の一部負担があります。
高齢者住宅改修補助事業	要支援及び要介護認定を受けた高齢者で特に所得が低い方	住宅の改修に必要な費用（上限があります。）を補助します。 （介護保険の住宅改修の利用を必須とします。）
配食サービス事業	一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等で、調理が困難な方	昼食等の配食サービスを行います。 ※利用料が必要です。
軽度生活援助事業	一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等で、日常生活上の援助が必要な方	軽易な生活援助を行います。 ※利用料 1時間 100円
生活管理指導短期宿泊事業	基本的な生活習慣が欠如していたり、対人関係が成立しづらいなど社会的適応が困難な高齢者	短期間の宿泊（たきの里等）により日常生活における指導や支援を行います。 ※利用料が必要です。
外出支援事業	おおむね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な方	医療機関への送迎（一部地域）を行います。
短期集中通所型サービス	要支援1・2及び総合事業対象者	運動器の向上、栄養改善、口腔機能向上等のメニューを教室を開催している事業所に通所して行います。 ※給食費及び入浴料は必要です。
一般介護予防事業	65歳以上の高齢者	高齢者が健康で生き生きとした生活が送れるよう、様々な介護予防教室を開催します。
地域介護予防補助事業	地域で定期的に開催する健康づくり、認知症予防などの介護予防を実施する団体	介護予防の通いの場の開催のために必要となる活動費用を補助します。

事業名	対象者	内容
徘徊高齢者家族支援事業	高齢者で徘徊行動等問題となる行動が認められる方を介護している家族	徘徊行動が見られる認知症の高齢者を介護している家族に位置探索用の端末機を貸与します。
家族介護教室	高齢者を介護している家族や近隣の援助者等	介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての教室を開催します。
家族介護用品購入費支給事業	要介護4又は5の在宅高齢者で、市民税非課税世帯に属する方を介護している家族	介護用品購入費を上限7万円まで支給します。
紙おむつ等購入費支給事業	要介護1～3で常時失禁状態にある在宅の高齢者で、市民税非課税世帯に属する方を介護している家族	紙おむつ等購入費を上限2万5000円まで支給します。
家族介護慰労金支給事業	要介護4又は5で市民税非課税世帯の在宅高齢者であって、過去1年間介護保険のサービスを受けなかった方を現に介護している家族	10万円の慰労金を支給します。
認知症サポーター養成事業	市民・企業・学校関係者等	認知症を理解し、認知症高齢者や家族を見守り、支援する認知症サポーターを養成するための講座を開催します。
認知症高齢者を抱える家族の集い	認知症高齢者を抱える家族等	認知症高齢者を介護する家族を対象に、お互いの情報交換や勉強会を開催します。
認知症高齢者見守り支援事業	認知症高齢者を介護する家族	見守り支援員を居宅に派遣し、家族が帰るまでの間や休息したいときの見守りや話し相手をします。 ※利用料 1時間 600円
認知症高齢者等見守りサポートシステム	高齢者で徘徊行動等問題となる行動が認められる方を介護している家族	徘徊行動が見られる認知症高齢者等が行方不明になった時、サポーターへ情報メールを一斉配信します。 ※メール送信システムの利用、また、配信メールを受け取るには登録が必要です。
高齢者通院サポート事業	要支援及び要介護認定を受けた在宅高齢者で家族等による支援が受けられない方	通院時に支援員を派遣し、移動介助や見守り、診察中の支援を行います。 ※利用料 1時間 600円
老人ホーム等への入所	様々な理由により在宅での生活が困難な方	養護老人ホームやケアハウス、生活支援ハウスの入所相談や手続を行っています。

■高齢者の生きがいのために

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 高齢福祉係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

高齢者の生きがいのために、次のような事業等を実施しています。

種類	内容
敬老祝金	長寿をお祝いし、77歳（喜寿）、88歳（米寿）、99歳（白寿）の方と、100歳以上の方に敬老祝金を、敬老の日を中心に支給します。
敬老行事	70歳以上の高齢者の長寿をお祝いし、それぞれの地域ごとに、敬老行事を実施します。
老人クラブ	老人クラブは、おおむね60歳以上の同一地域内に居住する方で組織され、社会福祉活動や友愛活動の他、生きがいや健康づくりを推進するための各種活動を行っています。入会を希望する方は、各地域の老人クラブの会長へ直接お申し込みください。
いきいきシニアリーダーカレッジ田辺校	おおむね60歳以上の高齢者を対象に、高齢者がその持てる力を十分に発揮し地域のリーダーとして活躍できる社会の実現を目指し、「地域貢献型シニアリーダー」を養成することを目的に開講しています。
シルバー人材センター	働く意欲のある高齢者に対して、組織的に就業機会の確保・提供に取り組んでいます。入会方法等詳しくは、同センター（☎0739-24-0399）までお問い合わせください。

■田辺市地域包括支援センター

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7 ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 地域包括支援センター係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

田辺市地域包括支援センターには、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員などの専門的な職員を配置して、高齢者や家族の総合相談、介護予防ケアマネジメント、虐待の防止などの権利擁護及び介護支援専門員や在宅介護支援センターの活動支援などの包括的支援事業を行っています。

種類	内容
総合相談支援業務	高齢者やその家族からの介護に関する相談やその他日常生活上の様々な相談に対応し、保健・医療・福祉の各種サービスが迅速かつ適切に受けられるように支援します。
介護予防ケアマネジメント業務	要支援認定者及び総合事業対象者の介護予防サービスのケアプランの作成を行います。
権利擁護業務	高齢者の虐待防止、早期発見、早期対応などを行うとともに、財産管理や重要な各種契約などの支援を行う「成年後見人制度」の利用支援を行うなど高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように様々な権利擁護の支援を行います。
包括的・継続的マネジメント支援業務	高齢者が心身の状態の変化に対応した保健、医療、福祉サービスが適切に利用できるよう、地域のケアマネジャーに対するケアプランの作成指導や検証などの支援を行うとともに地域の様々な社会資源との連携・協力体制の整備に取り組んでいます。

■在宅介護支援センター

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7 ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 地域包括支援センター係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

田辺市地域包括支援センターの協力機関として、市内9か所に「在宅介護支援センター」を設置して、地域の高齢者福祉に関することや高齢者の在宅介護支援の総合的な相談に対応していますのでご利用ください。

担当地域包括	住所・電話番号	在宅介護支援センター	住所・電話番号	担当地区
田辺地域型地域包括支援センター	高雄一丁目23-1 市民総合センター内 ☎0739-26-9906	真寿苑	神島台6-1 ☎0739-22-3639	新庄町・神島台・たきない町・扇ヶ浜・新万・南新万・朝日ヶ丘・文里・神子浜
		セントポーリア	東山一丁目7-23 ☎0739-24-6500	新屋敷町・東陽・湊・磯間・末広町・学園・東山・あけぼの
		あきつの	上秋津2310-9 ☎0739-35-1141	秋津町・上秋津・秋津川・稲成町・むつみ
		真寿苑 銀座支所	今福町27 加藤ハウス1階 ☎0739-22-3220	高雄・宝来町・上屋敷・中屋敷町・下屋敷町・北新町・栄町・南新町・今福町・福路町・本町・片町・紺屋町
		竹村医院	江川5-2 ☎0739-81-1054	元町・目良・江川・古尾・天神崎・上の山・明洋一丁目・明洋三丁目
		第二あきつの	芳養松原二丁目15-17 ☎0739-81-7033	芳養松原・芳養町・中芳養・上芳養・明洋二丁目
		三栖谷	中三栖110-9 ☎0739-33-8130	万呂・三栖・上野・長野・伏菟野・城山台
龍神地域型地域包括支援センター	龍神村西376 龍神行政局内	※龍神地域型地域包括が業務を担当 ☎0739-78-0081		龍神（龍神・小又川・三ツ又・湯ノ又・廣井原）・上山路（宮代・丹生ノ川・殿原・東・西）
		龍トピア	龍神村柳瀬530 ☎0739-77-0114	中山路（安井・柳瀬）・下山路（福井・甲斐ノ川・小家）
中辺路地域型地域包括支援センター	中辺路町栗栖川396-1 中辺路行政局内 ☎0739-64-0516	中辺路	中辺路町川合1800 ☎0739-64-1107	中辺路町
大塔地域型地域包括支援センター	鮎川2567-1 大塔行政局内	※大塔地域型地域包括が業務を担当 ☎0739-48-0085		旧大塔村内

担当地域包括	住所・電話番号	在宅介護支援センター	住所・電話番号	担当地区
本宮地域型地域包括支援センター	本宮町本宮219 本宮行政局内	※本宮地域型地域包括が業務を担当 ☎0735-42-0082		本宮町

■権利擁護に関する相談窓口

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7 ページ参照】

◇市民総合センター：やすらぎ対策課 高齢福祉係

単身高齢で将来の生活に不安を持っている方や、認知症等のため福祉サービスを選んだり契約したりすることが難しい方などが住み慣れた地域で安心した生活を送るための事業を行っています。

種類	住所・電話番号	内容
権利擁護センター たなべ	高雄一丁目23-1 市民総合センター内 ☎0739-24-8611	成年後見制度の利用など権利擁護に関する様々な相談に応じています。法定後見人を決める成年後見制度の利用や、任意後見制度の利用を支援しています。また、成年後見制度の普及・啓発に取組みます。高齢者あんしん生活支援事業を行っています。

生活保護

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7 ページ参照】

◇市民総合センター：福祉課 厚生係 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

生活保護は、経済的理由で生活に困っている世帯に、その困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、自立した生活ができるように手助けをする制度です。

その世帯の持つ資産や能力その他あらゆるものを生活の維持に活用し、さらに年金・保険など他の制度や親戚等からの援助を受けても、国が定める基準に満たない場合は、生活保護の対象になります。

詳しくは、窓口までお問い合わせください。

■生活相談センター

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7 ページ参照】

◇市民総合センター：生活相談センター

生活相談センターでは、生活困窮者自立支援法に基づき、生活に困っている方の自立のお手伝いをするため相談支援窓口を設置し、対象となる方の自立までを包括的・継続的に支援する事業を行っています。

種類	内容
相談支援	相談支援員が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、他法・他施策の窓口や関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。
就労支援	相談支援窓口で相談された方で個別の支援を行うことにより就労が見込まれる方等に対し、求職活動などの実践的な支援を行うほか、就労意欲の喚起、求人開拓、就労後の職場定着支援などを行います。
住居確保給付金	離職等により住宅を失った又はそのおそれのある生活困窮者のうち、収入要件や資産要件等を満たす方に対し、有期で家賃相当額（上限あり）を支給し、就労に向けた支援を実施します。

障害者福祉

■障害者手帳

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7 ページ参照】

◇市民総合センター：障害福祉室 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

下記の障害のある方が申請し、手帳の交付を受けると、障害の程度により各種制度等が利用できる場合があります。申請やその他について、詳しくは、窓口までお問い合わせください。

種類	対象者	内容
身体障害者手帳	病気や事故などで、視覚、聴覚・平衡機能、言語音声・そしゃく機能、肢体、内臓等（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓機能）に障害のある方に交付されます。 ※療育手帳、精神障害者保健福祉手帳と重複して受けることができます。	◇所得税・市民税の所得控除、自動車税・軽自動車税の減免 ◇運賃・通行料・NHK放送受信料の割引 ◇障害福祉サービスの利用 ◇補装具（購入・借受け・修理）費の支給 ◇日常生活用具の給付 ◇重度障害者等医療費給付 ◇携帯電話の基本使用料等の民間事業所での割引
療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所などで、知的障害があると判定された方に交付されます。 ※身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳と重複して受けることができます。	◇所得税・市民税の所得控除、自動車税・軽自動車税の減免 ◇運賃・通行料・NHK放送受信料の割引 ◇障害福祉サービスの利用 ◇重度障害者等医療費給付 ◇携帯電話の基本使用料等の民間事業所での割引
精神障害者保健福祉手帳	精神障害のため長期にわたり、日常生活等に制限を受ける方に交付されます。 ※身体障害者手帳、療育手帳と重複して受けることができます。	◇所得税・市民税の所得控除、自動車税・軽自動車税の減免 ◇障害福祉サービスの利用 ◇重度障害者等医療費給付 ※令和元年8月1日より、1級のみ対象。 ◇携帯電話の基本使用料等の民間事業所での割引 ◇バス運賃、NHK放送受信料の割引

■障害福祉サービスの利用

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7 ページ参照】

◇市民総合センター：障害福祉室 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

障害のある方（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方、自立支援医療の精神障害者通院医療を利用している方、知的障害があると知的障害者更生相談所で判定されている方、難病等（国が定める359疾病に限る。）の方）を対象に、次のようなサービスが利用できます。（ただし、介護保険が利用できる方については、介護保険が優先します。）

支援の種類によっては、支援の必要度を表す障害支援区分の認定を受ける必要があります。原則として費用の1割が自己負担となります。（本人と家族の収入等により上限額を設定）

種類	内容
ホームヘルプサービスの利用（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護等）	◇居宅介護…ホームヘルパーが訪問して、自宅で身体介護（入浴や食事などの介助）や家事援助（調理・洗濯・掃除など）、通院介助を提供するサービスです。 ◇重度訪問介護…重度の肢体・知的・精神障害があり、常時介護を要する方に対して、身体介護・家事援助等の日常生活の支援を総合的に提供するサービスです。 ◇行動援護…知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する方に対して、危険回避の援護、外出時の移動支援等を提供するサービスです。 ◇同行援護…重度の視覚障害のある方に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等、社会参加のための外出時の移動支援を決定するサービスです。 ※18歳以上の方は障害支援区分の認定が必要です。
ショートステイの利用（短期入所、日中一時支援事業・日中ショート）	家庭などで一時的に介護ができなくなった場合等に、障害者入所施設等を宿泊（短期入所）又は日帰り（日中一時支援事業・日中ショート）で一時的に利用することができます。 ※18歳以上の方は障害支援区分の認定が必要です。

種類	内容
日中活動・デイサービスの利用等（療養介護、生活介護、日中一時支援事業・デイサービス、障害児通所給付等）	◇療養介護…18歳以上で医療及び常時の介護を必要とする障害のある方に対して、施設において医療を受けながら介護を提供するサービスです。 ◇生活介護…18歳以上で常時介護の必要な障害のある方に対して、施設において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動等の機会を提供するサービスです。 ※以上のサービスは、障害支援区分の認定が必要となり、その区分により利用できるサービスが制限されます。 ◇日中一時支援事業・デイサービス…障害のある方に対して、施設において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動等の機会を提供するサービスです。 ◇児童発達支援…未就学の障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行うサービスです。 ◇放課後等デイサービス…就学中の障害児に対して放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を提供し自立を促進するサービスです。 ◇医療型児童発達支援…上肢、下肢又は体幹の機能のある障害児に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。 ◇保育所等訪問支援…障害児が集団生活を営む施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービスです。
訪問入浴サービス	居宅において入浴が困難な重度の身体障害がある方に、居宅に訪問入浴車を派遣して、入浴の機会を提供するサービスです。
日常生活訓練や就労訓練サービスの利用（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	◇自立訓練…18歳以上の障害のある方に対して、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間（有期）、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を提供するサービスです。 ◇就労移行支援…18歳以上65歳未満（原則）で就労を希望する障害のある方に対して、一定期間（有期）、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を受ける機会を提供するサービスです。 ◇就労継続支援…18歳以上65歳未満（原則）で通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある方に対して、生産活動等の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を提供するサービスです。
施設への入所	障害があり在宅での生活が困難な方が、障害者支援施設へ入所し、入浴、排せつ及び食事等の介護を受けることができるサービスです。デイサービスとして生活介護等のサービスを受けることができます。 ※18歳以上の方は障害支援区分の認定が必要となり、その区分により利用が制限されます。
グループホームの利用（共同生活援助）	◇グループホーム（共同生活援助）…少人数で共同生活を行いながら、入浴、排せつ及び食事等の介護等や、相談その他日常生活上の援助を受けることができるサービスです。 ※障害支援区分の認定が必要となる場合があります。

■その他の日常生活支援

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：障害福祉室 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

障害のある方（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持している方、自立支援医療の精神障害者通院医療を利用している方、知的障害があると知的障害者更生相談所で判定されている方、難治性疾患克服研究事業臨床調査疾患（難病等）の方等）を対象に、障害福祉サービスの他に、次のようなサービスが利用できます。支援の種類によっては、自己負担が必要となる場合があります。

種類	内容
自立支援医療 (育成医療、更生医療、精神通院医療)	◇育成医療…特定の障害のある18歳未満の児童が対象で、身体の障害を除去、軽減して、生活能力を得るための医療です。 ◇更生医療…身体障害者手帳の交付を受けた18歳以上の身体障害者が対象で、身体の障害を除去、軽減して日常生活を容易にするための医療です。(例：人工透析) ◇精神通院医療…精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある者が対象で、その通院に係る医療です。 ※原則として費用の1割が自己負担となります。(本人と家族の収入等により上限額を設定) ※精神通院医療は自己負担分は市の制度により無料になります。
補装具（購入・借受け・修理）費の支給	障害によって失われた機能を補うために、車椅子、電動車椅子、杖、歩行器、補聴器などの購入・修理費を支給する制度です。一部介護保険が優先します。 ※自己負担分は、市の制度により無料になります。
日常生活用具の給付	重度障害者等に日常生活用具を給付する制度です。一部介護保険が優先します。 ※原則として費用の1割が自己負担となります。(ストマ用装具・紙おむつは市の制度により無料になります。)
手話通訳者等及び要約筆記奉仕員の派遣等 (コミュニケーション支援事業)	◇手話通訳者の派遣…聴覚障害者のコミュニケーション支援のため、手話通訳者を派遣する制度です。 ※無料 ◇要約筆記奉仕員の派遣…聴覚障害者、難聴者等のコミュニケーション支援のため、要約筆記奉仕員を派遣する制度です。 ※無料 ◇代読・代筆奉仕員派遣事業…単身又はこれに準ずる身体障害者手帳1級を所持する在宅の重度視覚障害者の情報収集の保障、意思疎通の円滑化を図る際の支援のため、代読・代筆奉仕員を派遣する制度です。 ※他の制度と同様のサービスを受けることができる場合には利用できません。 ◇知的障害者等意思疎通支援者派遣事業…知的障害者又は精神障害がありその他の者と意思疎通を図ることが困難なものに対し、知的障害者等とその他の者とは意思疎通を図る際の支援を行う者を派遣する制度です。
移動支援事業	◇全身性障害(児)者、知的障害(児)者及び精神障害(児)者に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出時の移動支援を行う制度です。 ※原則として費用の1割が自己負担となります。(本人と家族の収入等により上限額を設定)
自動車の改造や運転免許取得費用の助成 (自動車改造助成事業、自動車運転免許取得助成事業)	◇自動車改造助成事業…上肢、下肢、体幹機能障害のいずれか2級以上(総合等級ではなく、障害部位別の等級とする。)の身体障害者手帳を所持する方で、就労等社会参加に伴い運転する自動車のハンドル・ブレーキ・アクセル等を改造する場合、10万円を限度に助成を行う制度です。 ◇自動車運転免許取得助成事業…4級以上の身体障害者手帳を所持する方で、就労等社会参加に必要な運転免許を取得するのに要した費用の3分の2(10万円を限度)の助成を行う制度です。 ※自動車学校入校前に申請が必要です。
在宅血液透析導入にかかる機器設置工事費の助成	◇じん臓機能障害の身体障害者手帳を所持する方で、在宅血液透析を始める方に対して、機器設置に必要な工事費のうち、所得に応じて60万円を上限に助成を行う制度です。(電気工事、給排水工事に限ります。)

■手当等の支給

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：障害福祉室 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

障害のある方を対象に、各種手当、医療費助成、給付金等の支援をしています。

種類	内容
特別児童扶養手当	中程度以上の障害がある20歳未満の児童を監護又は養育している方に支給されます。 ※所得制限があります。 ※施設入所者は非該当となります。
特別障害者手当	20歳以上の在宅の重度重複障害者等(国民年金における1級の障害が重複する程度の障害者又はそれと同程度の著しく重度の障害のある方)で、日常生活において、常時、特別の介護を必要とする方に支給されます。 ※所得制限があります。 ※施設入所者と長期入院者は非該当となります。
障害児福祉手当	重度障害(身体障害者手帳1級程度等)のため、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障害児に支給されます。 ※所得制限があります。 ※施設入所者は非該当となります。
田辺市重度障害者等福祉年金	20歳未満で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する方、20歳以上で身体障害者手帳1級、療育手帳A又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方に支給されます。 ※所得制限があります。
障害者扶養共済	障害(児)者の保護者が生存中に一定の掛け金を納付することで、保護者が死亡又は重い障害になった場合、残された障害(児)者に掛け金に応じ、毎月給付金が支給されます。 ※加入要件があります。

■障害児・者及びその家族等を対象とした相談窓口

【取扱い窓口・問合せ先 ☎5・7ページ参照】

◇市民総合センター：障害福祉室 ◇行政局：住民福祉課 保健福祉係

田辺市では、障害のある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、本人、家族又は介護を行う方からの相談に応じるとともに、必要に応じて、情報の提供、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための援助等を行う相談窓口を設置しています。相談窓口は次のとおりです。

種類	住所・電話番号	内容
◇西牟婁圏域障害児・者相談センター「にじのわ」	高雄一丁目23-1 市民総合センター内 ☎0739-26-4923	障害のある方が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、本人、家族又は介護を行う方からの相談に応じるとともに、必要に応じて、情報の提供、福祉サービスの利用援助、権利擁護のための援助を行う相談窓口を設置しています。

※田辺市障害児・者相談支援センター「ゆめふる」は、令和3年4月1日から西牟婁圏域障害児・者相談センター「にじのわ」に名称変更されました。